地名散歩

第16回　川にちなむ自治体・行政区名が急増

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

東京市の区で戦前(昭和15年)に最も人口が多かったのは35.1万人の荒川区である(2013年6月は20.7万人)。現在トップの世田谷区は28.2万人に過ぎなかった。さてこの荒川区、実は荒川に面していない。なぜそんなことになったのかといえば、現在の隅田川がかつての荒川本流であったからである。

川にちなむ区を探してみると、東京にはもうひとつ江戸川区がある。荒川区と同じく昭和7年(1932)の命名で、千葉県との境界を成す江戸川の名を採用した。大阪市には東淀川区・淀川区・西淀川区の3区が淀川に面して並んで壮観だが、このうち東西の2区が大正14年(1925)と古いのに対して、まん中の淀川区は東淀川区から昭和49年(1974)に分割された意外に新しい区である。

一方、名古屋市中川区は運河の名前。もとの中川は小さな流れであったが、昭和4年(1929)に見違えるような広い幅の中川運河に改造され、その北端には鉄道の笹島貨物駅も開業、名古屋市南部の流通の結節点となった。それ以来重要な役割を果たし始めたこの運河の重要性が、昭和12年(1937)に誕生した区名への採用につながっている。ついでながら人工河川を名乗る区のもう1つが千葉市の花見川区(平成4年)。花見川は洪水の常襲地帯であった印旛沼周辺の水を東京湾へ排水するために開削されたものだ。

川の名を語る区名はその後は誕生していないが、平成の大合併では川にちなむ自治体が急増した。昨今では主流の「対等合併」では既存の市名にしにくい事情もあり、旧郡名などの広域地名ですんなりまとまらない場合、ご当地の山河なら合意が得やすいということで好まれるらしい。

四国では2つの代表的な大河がどちらも市

かつての藍の産地・吉野川の旧麻植郡は
吉野川市となった。
1:200,000地勢図「徳島」平成22年修正

阿賀野川に面した新潟県阿賀野市。
東隣に阿賀町がある。
1:200,000地勢図「新潟」平成16年修正

名になった。四万十市と吉野川市である。このうち四万十市は由緒ある城下町の中村市と西土佐村が平成17年(2005)に合併したもので、両者の規模の差は歴然としているのだが、今や日本の清流のシンボル的存在となった四万十川の名前がぜひとも欲しかったようだ。この川の高い人気の証拠に、市に隣接して四万十町が窪川町など3町村合併で翌18年に誕生している。このあたりの道路標識では「四万十市(旧中村)←　→四万十町(旧窪川)」のようなものもあって非常にわかりにくい。

複雑ついでに申し上げるが、旧中村市には以前から四万十町という町があった。文字通り川沿いの、四万十川橋(赤鉄橋)のすぐ下流側東岸である。中村市四万十町と称したが、四万十市となったのを機に他の町名とともに旧市名の「中村」を冠して中村四万十町となった。つまり四万十市中村四万十町である。2つの四万十に中村が挟まれた形だ。

一方で旧窪川町の北部の山の中に実は中村という大字があった。もとは窪川町中村であったが、合併で四万十町となってから四万十町中村になった。要するに四万十市中村四万十町という地区と、四万十町中村という地区が、隣り合った自治体に存在することになったわけだ。混乱しないだろうか。そもそも将来四万十町が市制施行したら四万十市とするわけにもいかず、東四万十市あたりにするのか。他人事ながら気になる。

吉野川市は旧麻植(おえ)郡の鴨島町・川島町・山川町・美郷村が平成16年(2004)に合併した。吉野川下流の南岸だけの狭い面積なので、代表で吉野川を名乗るのはいかがなものか、など周辺から異論はくすぶりそうだが、四万十市・町のような紛らわしさはない。

信州には平成15年(2003)に千曲市が誕生した。更埴(こうしょく)市と戸倉町、上山田町の3市町の合併である。ここも小さな市だが日本一長い川の名を(長野県部分だけではあるが)独占した。もともと更埴市というのは更級(さらしな)郡と埴科(はにしな)郡という2つの郡名をつないだ合成地名であり、「こうしょく」という音も好まれなかったそうで、千曲への改名は歓迎の声が大きかった。

その隣の新潟県でも川にちなむ市名・町名がいくつか誕生している。阿賀野川の下流部、水原(すいばら)町・安田町など4町村が合併した阿賀野市(平成16年)と、その上流側では阿賀町(平成17年)。鹿瀬(かのせ)町・津川町ほか4町村の合併である。四万十川のケースを思い浮かべてしまうが、町の方は表記に「野」がない。実は福島県側ではこの川は阿賀(あが)川と称するので、新潟県ながら旧会津藩領であったため「阿賀川」に馴染みやすかったのかもしれない。もう少し北側には胎内(たいない)川流域に胎内市もできた(中条町・黒川村。平成17年)。一度聞いたら忘れられない。

他にも京都府最南端には淀川の支流の名を付けた木津川市(木津町など3町。平成19年)、青森県の津軽平野には岩木川の支流の平川にちなむ平川市(平賀町など3町。平成18年)、和歌山県の紀ノ川流域には紀の川市(粉河(こかわ)町など5町合併。平成17年)、茨城県の筑波山北側には桜川市(真壁町など3町村。平成17年)、秋田県・八郎潟の北側では三種町(琴丘町など3町。平成18年)などが相次いで誕生している。かなり小規模河川が含まれているのは、合併における新自治体の命名の難しさを反映している、といえそうだ。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 678
2013 July

地名散歩　今尾　恵介

03 事務所運営に必要な知識
—時代にあった資格者であるために—
第14回　2項道路の実務
弁護士　清水　規廣

07 事務所運営に必要な知識
—時代にあった資格者であるために—
第15回　土地家屋調査士が知っておくべき土地区画整理事業のしくみ
土地家屋調査士・土地区画整理士　鈴木　修

12 全国の会長紹介

21 情報知識学会
第21回年次大会　シンポジウム

24 我が会の会員自慢　VOL.18
茨城会／佐賀会

27 法務省主唱“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

28 会長レポート

30 会務日誌

31 ちょうさし俳壇

32 ネットワーク50
兵庫会

33 土地家屋調査士新人研修開催公告
関東ブロック

34 2013地籍シンポジウム in 中部　開催案内

35 土地家屋調査士名簿の登録関係

36 国民年金基金から

38 公嘱協会情報　Vol.102

39 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
知っておきたい！　ICカード（電子証明書）のアレやコレ

表紙写真
「花火見物」
第27回写真コンクール入選
伝農　一夫●秋田会

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第14回　2項道路の実務

弁護士　　清水　規廣（横浜弁護士会所属、日本土地家屋調査士会連合会顧問）

建築物はその敷地が「道路」に接していなければ建築をすることができない。しかし、なにをもってこの「道路」とするのか。本稿では、とくに争われることの多い、いわゆる「2項道路」について整理してみる。

1　建築物の敷地と道路との関係規律（接道義務）

建築基準法（以下、単に「法」という。）は、建築物の敷地は道路に2ｍ以上接しなければならないと定め、原則として道路に接しない土地上に建築物の建築を禁止している（法第43条1項）。これを接道義務という。この道路とは、道路法上の道路など既に存在する道やこれから築造される道で法42条1項1号～5号所定のものであって、しかも幅員は4ｍ以上なければならない。[1] [2]

2　2項道路とは

いわゆる「2項道路」とは、法第42条2項に規定する道であるが、昭和25年の建築基準法施行当時に存在した幅員4ｍ未満の一定の道路について、将来は4ｍ幅の道路が確保・築造されることを想定し、暫定的に4ｍ道路とみなした、建築物の建築を許容するために作られた建築基準法上の概念（観念上の道路）である。戦後の住宅不足の状況下、前面道路幅が4ｍ未満しかない敷地であっても2項道路に2ｍ以上接していれば建築敷地を道路中心線から2ｍセットバックすることにより建築物が建築できるようにしたのである（1項の原則の例外）。「みなし道路」ともいわれる。

建築敷地の接している道が2項道路に当たるかどうかによって、建築物建築の可否が決まるだけでなく、土地の評価や周辺の住環境などにも影響し、市民にとっては重大関心事でもある。昭和25年当時、2項道路の位置・幅員・中心線・町並みなどの状況は、明白であったはず。ところが、角地のように他の道路にも接している2項道路の入り口部分の土地所有者と奥の沿道敷地地権者間の道路幅に関する争い、行き止まり道の奥地開発にからむ争い、遺産分割等により宅地分割が行われた結果接道義務が問題となった事例など、2項道路に関する紛争は今なお見受けられる。そこで、以下、2項道路として認められる要件を整理してみたい。

3　2項道路の要件

法42条2項は、①「法第3章の規定が適用されるに至った際」（「基準日」という。）、②「現に建築物が立ち並んでいる」、③「幅員4ｍ未満の」、④「道で」、⑤「特定行政庁が指定したもの」を要件としている。詳細な運用基準は各行政庁によって異なることがあるようであるので、ここでは横浜市の例（同市建築基準法取扱基準集平成22年版）によって整理してみたい。

1　なぜ幅員4ｍ以上の道路でなければならないのか。我が国の建築行政における道路規格の変遷を調べると、法の前身である市街地建築物法制定時（大正8年）は幅員9尺（15間、2.73ｍ）であったものが、昭和13年の改正時に4ｍ以上となった。その理由は、消防ポンプ車の幅員、自動車の対向幅員の他に、議会議事録によると、実験により家屋の延焼が5ｍ離れていれば防げたためとのこと（大河原春雄「都市発展に対応する建築法令」1991年東洋書店）。このときも、2.7ｍ～4ｍ未満の道路が沢山あり特に指定したものは9尺道路も4ｍ道路とみなすということになった。なお、塩野七生「文庫本　ローマ人の物語27すべての道はローマに通ず（上）」によれば、アッピア街道などローマ式街道の車道（対向2車線）の道幅も4ｍ強というから面白い。

2　4ｍ道路への接道義務の例外として、2項道路の他に、法43条1項但書により特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものもある。

(1) 基準日―横浜市は昭和25年11月23日

法第3章の規定(いわゆる集団規定)が施行された昭和25年11月23日に既に都市計画区域の指定を受けていた地域では法施行日であり、それ以外の地域は都市計画区域として指定された日となる。

(2) 2項道路を指定する方法―一括指定方式

法施行当時、個別具体的に道路を特定して2項道路と指定する「個別指定方式」と一定の条件を満たす道を規則又は告示などによって一括して指定する「一括指定方式」とがあったが、多くの特定行政庁は、実務上の煩雑さを避け且つ建築基準法前身の市街地建築物法時代からの例にならって一括指定方式を採用した。これによって、4m未満の個々の道路が指定の要件に合致するかどうかの判定問題が生じてしまった。とくに基準日当時はこの要件に合致するか否か調査すればすぐ分かったものであるが、もともと個々の道路が2項道路か否かを表示・登録する制度もなく、歳月が経過するほど基準日当時の道の状態の判定が困難となったため、2項道路をめぐる多くの紛争が生じることになった。

(3) 2項道路一括指定の内容

① 基準日において

② 建築物が立ち並んでいること(行政解釈上、最低2戸の建築物が存在すること。)

③ 幅員が4m未満1.8m以上あること

④ 「道」とは、原則として交差点と交差点との間とする(なお、判例・学説では一般交通の用に供されていることを要件と明示しているものが多い。)。

4 2項道路の判定の実際

(1) 横浜市の場合、以前は、「道路台帳」を作成し法42条に規定する道路別を図面上色分けして管理・公開していた。この台帳をみれば、自分の土地が法42条上のどの道路に面するかあらかじめ知ることができるようになっていた。2項道路については、建築確認概要書などで2項道路接道により建築確認が下された履歴ある道を青色に表示していた。しかし現在は、GISシステムにより、データ化されており、横浜市行政地図情報システムのホームページから「i―マッピー(まちづくり地図情報)」の「建築基準法道路種別」にアクセスすれば、2項道路を含む全市の道路の種別が色分けして入力されている。また、民間確認検査機関(法6条の2)も前記「建築基準法道路種別」を参考にして建築確認業務ができるようになっている。

市内にはまだ未判定の道もある。建築局建築道路課では、道路相談、建築確認申請、照会などがあると、個々の道路が法42条のどの道路に該当するか否か、幅員などを判定し、その結果を判定に至った経緯、判定資料、今後の方針とともに「道路審議票」に記載して管理している。

(2) 前記取扱基準集によれば、2項道路か否かの判定は次のように行われている。しかし、必ずしもこれら資料等に限定する必要はなく、要は昭和25年当時の道路の位置・幅員・中心線・町並みなどの状況を証するに足るものであればよく、信用性のあるものであれば、周囲の状況を写した記念写真、古地図、昔の測量図、塀や擁壁等の痕跡、古老の陳述書なども有用と解される。

なお、同時に基準となる道の位置及びセットバック位置を図面により明示することも必要である。

① 基準日当時、現に建築物が立ち並んでいたことを証明する次のいずれかの資料

ア 建物の登記事項証明書、家屋固定資産税台帳

イ 住民票

ウ 市街地建築物法による許可書・届出書

エ 航空写真

このほか、建築工事の領収書や関係権利者から基準日当時の状況を証明し将来のセットバックを約束する誓約書なども参考資料としている。

② 幅員1.8m以上であることについては、現地調査及び公図写しなどから証明できることを求めている。

私見では、基準日当時の道路の状況が現在もそのままという道は少なく、60年以上前である基準日当時の道路の位置や道路中心線を復元し特定することは至難の技となっている。当時の航空写真があっても道が存在し建築物が立ち並んでいる事実くらいまでは判明し得ても道と宅地との境界の復元・特定までに至らないこと

が多い。

ケーススタデイとして図1を見ていただきたい。基準日当時存在した2ｍ幅の2項道路が甲宅乙宅の両生垣を挟んで存在したが、その後、甲宅は図2のように道路中心線AからBまで建築敷地を2ｍセットバックして甲宅が改築されたとしよう。この場合、乙宅も将来改築するときはAから2ｍセットバックしてCまでは敷地面積とすることができないことになる(観念上の道路)。その後、何十年も経て、乙宅の持主も変わり、甲宅も変わるかもしれない。基準日当時の道路の状況がどうであったか現在の道路の状態を見ただけでは分からないとしよう。この場合、丙は、両家間の道路は2項道路であるから図3のように現況道路の中心線DからEまで2ｍセットバックすればよいと主張して建築確認をとってしまうことが考えられる。建築確認手続を経るには甲宅の承諾は要らない。特定行政庁がこの道路を2項道路と判定している場合であっても、基準日当時の道の位置がどこからどこまでで、中心線がどこであるかを特定できないケースも多い。基準日当時からすれば丙は50 cm幅敷地面積を多くとってしまうことになり、反面、将来、甲宅が再び改築しようとするとき、甲宅はさらに50 cmセットバックする必要があるか否かの問題さえ生じてしまう。このため丙宅改築時に甲が甲宅の建築確認図書などを示して積極的に働きかけないと以上のような問題が生じてしまうことになる。

したがって、2項道路の位置や道路中心線を復元し特定するには、上記①②に掲げた資料のほか、周辺地の建築確認図書などを参考に、周辺地権者とくに対面の地権者の意見を聴取しながら、外壁・樹木・建物の基礎など当時の痕跡を頼りに基準日当時の道幅や中心線を特定していかざるを得ないと思われる。

5　4ｍ幅道路の形成と幅員の確保

(1) 法は、2項道路の概念を作ることによって、基準日当時に存在した4ｍ未満の道についても、年月が経過することによって次第に建築物の敷地が

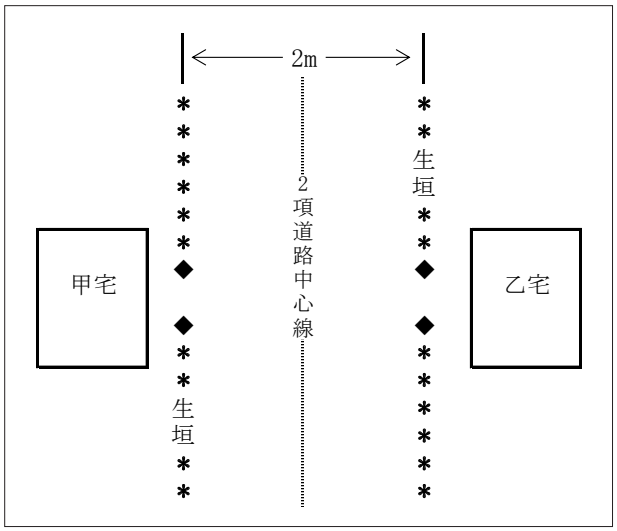

図1　昭和25年当時の道路状況

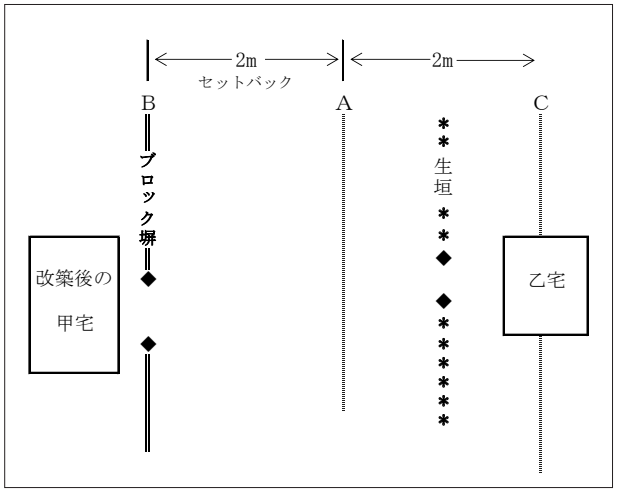

図2　甲宅改築後の道路状況

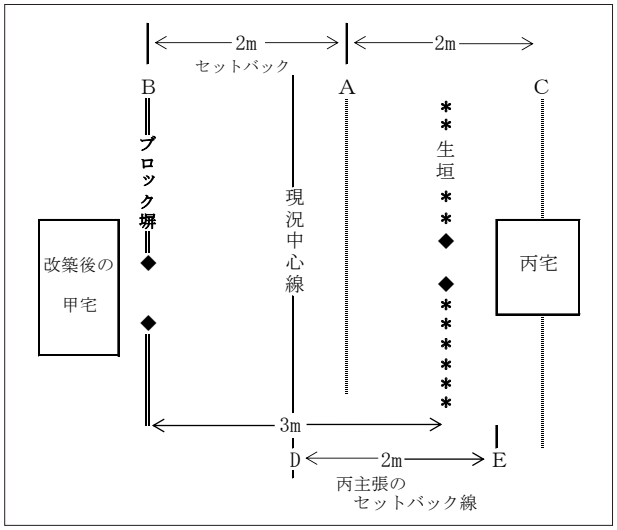

図3　現在の道路状況

みなし道路の境界線まで後退し、4ｍ幅の道路が形成されていくことを想定した。しかし、施行後60年を経過してもなお4ｍ以上の道幅を達成できないでいる例は枚挙に暇がない。その原因の一つに既存不適格(法3条2項)がある。基準日当時、道路とみなされる幅員上に存する既存の建築物の一部は道路内の建築制限を定めた法44条1項の適用がなく、増改築等が行われるときまでは、その部分の除却を義務付けることはできないものとして制度設計がなされた。したがって、増改築を果たした敷地の前面だけはいわゆるセットバックが行われているものの、2項道路に沿って面する既存の建築物全部が増改築されない限り、現実に4ｍ道路が形成されることはないことになった。

その2として、2項道路指定に道路築造義務が伴っていないことがある。法は2項道路を44条1項の道路とみなしているのであるから、2項道路の指定がされた後に増改築を行った場合には、一般通行の用に供され、みなし道路の境界線内での建築や道路の変更・廃止が制限され、周辺居住者の通行の自由権も発生するなど法上の他の道路と同様に扱われなければならないはずである。ところが、2項道路の築造については、法文上もまた指定の手続上においても位置指定道路(法42条1項5号)のように道路・下水道等の自費工事を義務付けるものを見出すことができない。したがって、建築確認上建築物の敷地をセットバックしてもセットバック部分の舗装を行う義務はないし、建築確認・検査完了後もセットバック部分を恒久的に確保し維持管理する手当ても何らなされていない。建築物・工作物等を建築・設置さえしなければセットバック部分を駐車場・駐輪場・庭等として利用することも可能なのである。位置指定道路の場合は、関係権利者全員の承諾のもとに申請に基づき処分が行なわれるに対し、2項道路の場合は、権利関係者の承諾や申請などに基づき指定されるものではなく、増改築の建築確認申請や完了検査(7条4項)を受けるにあたって建築物の敷地をセットバックすればよいというものである(道路とみなされる部分について、建築物等を築造せず、建築敷地面積に算入しない設計をすればよい。)。

(2) そこで、2項道路の指定を受け現実に開設されている道路についても、位置指定道路同様に幅員4ｍ以上の道路として築造・整備し、一般公衆の通行確保、セットバック部分の建築物等の除却を図るため、公共団体によっては、杭や標識を設置して2項道路であることを表示したり、建築確認申請前の手続として公共団体との間で事前協議を義務付け、セットバック部分の寄付や無償使用許諾の約束を取り付けたり、関係地権者から将来にわたって道路として維持管理する旨の誓約書を出させたり、あるいは狭あい道路の整備に補助金を出すなどしているようであるが、敷地に余裕のない密集地での道路整備は必ずしも進んでいない。

東京都建築安全条例は、法40条の規定を受けて、いわゆる角敷地の「すみ切り部分」について、「建築物を突き出して建築し、又は交通上支障がある工作物を築造してはならない。」と定めて建築物等の建築規制をして道路状に整備することを義務付けた。しかし、都市における密集地での災害時の避難・延焼防止・消火・救急等の活動、衛生、通風、美観などを考えると、すみ切り部分に限らず、もはや2項道路そのものについて築造義務を法制化しても所有権が不当に侵害されたと評価されなくなった時期にきているのではあるまいか。暫定措置として導入された制度ではあるが長期間定着したものとして、「42条1項の道路とみなす」のではなく、42条1項の道路規格そのものの道路に築造し整備する時代が到来しているといえる。

他方、2項道路に指定され道路が4ｍに拡幅されると通過車両の交通量が増えるために拡幅に反対する運動が発生することがある。さらには通路入り口部にポールを設置して通路妨害に及ぶなどのトラブルも生じている。しかし、2項道路は私道であることが多いので、逆にこの特性を活かして、道路拡幅がなされても土地所有権や管理権限をもつ関係地権者の合意で、歩行者天国のように、緊急車両を除く一般車両の通り抜けを禁止し、生活道路、通学道路として維持することを立法的に手当てしていく時期にきているのではあるまいかとも思う次第である。

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第15回　土地家屋調査士が知っておくべき土地区画整理事業のしくみ

土地家屋調査士・土地区画整理士　　鈴木　修

日本の狭い国土を有効に、そして無駄なく利用するための手法のひとつとして、土地区画整理事業があります。街づくりをする上で、一定の区域を定めて、その中の土地の区画を一度真っ新にして、新たに土地の区画を引き直し、権利の客体として効率的に蘇らせることができる換地手法は、土地区画整理法におけるとても画期的な方法です。

土地区画整理事業は全国で古くから実施されている事業ですから、土地家屋調査士の皆さんにもとても身近な事業として理解されていると思います。しかし、身近だからこそ、よく知っているようで誤解されているようにも見受けられます。土地区画整理事業は、長い期間を必要とし、かつ広範囲を施行するので、その近隣の土地家屋調査士は何度も土地区画整理に関する経験を積むことになります。しかし、それらの経験はその1つの事業のケースでしかありません。

例えば、農地を作る原則の耕地整理のような他の事業の手法と混同されることが多いですし、区画整理事業であっても公共団体施行と組合施行ではその目的も方法も異なることを理解されていないようです。

また、土地区画整理事業に関する不動産登記先例も多数ありますが、土地家屋調査士や登記官の一部の方にも土地区画整理事業の本質を理解していないから、なぜそのような先例が必要で、なぜそのような結論になったのかという先例そのものも深く理解していないように見えることもありました。

区画整理事業区域に近い土地家屋調査士は、日常的にこのような質問が地権者からくるでしょう。たとえば、地権者からの以下の質問に明確に答えられるでしょうか。

皆さんが、たまたま経験している地区の僅かな経験知識だけで、地権者からの区画整理事業に関する相談を受けることはとても危険です。答えられると思っている方も実は誤っていることが多いのです。それはその方の僅かな経験則からの答えだからと思われます。

以下の質問には土地家屋調査士にとって専門外の質問も含まれています。ある程度は専門外と逃げられるでしょうが、でも登記関連部分は専門外とも言えません。一度整理する必要があります。

Q) 区画整理における減歩はそもそも基本的財産権の侵害だから憲法違反ではないのか。
Q) 区画整理地内に入れられたが不満だ。反対すれば良いのか。
Q) 区画整理地内の地権者全員が反対でも施行される区画整理があるのか。
Q) 仮換地と保留地と従前地と底地の違いはなにか。
Q) 清算金や賦課金、減価補償金とはなにか。
Q) 従前地を売買したいのだが、どうすれば良いのか。また気をつけておくことはあるか。
Q) 買った保留地を転売したいのだが、どうすれば良いのか。
Q) 融資を受けて仮換地に建物を建てるときに、土地の担保はどうすれば良いのか。また保留地ならどうすれば良いのか。
Q) 区画整理事業で従前地はすべて測量するのか。
Q) 区画整理地内はすべて創設的筆界だから基本的に境界争いはないか。
Q) 仮換地の分筆登記の方法はどうするか。
Q) 仮換地の地目変更登記はできるのか。
Q) 仮換地や保留地上の建物表題登記はどうするのか。
Q) 仮換地上の区分建物の敷地権はどう考えれば良いのか。
Q) 保留地上の区分建物の敷地権はどう考えれば良いのか。
Q) 従前地はいつ新しい地番になるのか。

Q) 仮換地時に登記された建物の敷地地番は、いつ誰が新しい地番に変更してくれるのか。
Q) 換地処分に伴い所有権者の住所が変わった場合は、その所有権名義人の表示はいつ、誰が変更してくれるのか。
Q) 換地処分で権利証は発行されるのか。

これらの質問の答えはひとつひとつ覚えるのではありません。区画整理事業の全体の考え方を知っていれば、すべて答えが浮かび上がってきます。

少ない紙面でこれらを解説することは無理ですが、土地家屋調査士が知っておくべき区画整理の概略を一度整理して、皆さんの勉強のヒントとしてお読みいただきたいと思います。

Ⅰ．土地区画整理事業のしくみ

予め定めた区域内において、道路・公園・排水施設等の公共施設の新設・改善と宅地の整備とを同時に行います。このため、道路や公園を用地買収等で単独で整備する手法と比較すると、以下の利点があります。

- 利用度の低い三角地等の残地が生じない。
- 各宅地の利用しやすさの向上の割合が公平である。
- 既存の道路との変則的な交差が生じない。
- 道路や下水道等を効率的に整備でき、重複した工事を防止できる。
- 複雑な町名、地番、住所が整理される。

区画整理事業では、道路、公園などの公共施設の整備と同時に、個々の宅地の条件を考慮しながら宅地の再配置(換地)を行います。地区内の全ての土地所有者に土地を少しずつ公平に提供してもらい、それを保留地として売り、これらの事業費の一部にあてます。このように事業のために土地を提供することによる地積の減少を減歩といい、保留地のための地積減少を保留地減歩といいます。また道路や公園などの公共用地にあてるためにも減歩が行われます。これを公共減歩といいます。各所有者の土地の面積はこのように減少するのですが、新しい住環境の良い土地に生まれ変わるので、むしろ個々の土地の価値は増加することになります。

Ⅱ．土地区画整理事業の施行者

土地区画整理事業の施行者には、個人、組合、区画整理会社(条件あり)、地方公共団体、行政庁(国交大臣、都道府県、市町村)、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社がなることができます。

これらの施行者にはそれぞれ条件があり、自ずとその事業の方法も異なります。例えば公共団体施行であれば、公共事業として事業を施行するので、原則は反対者多数でも施行できます。そのかわりに組合施行とは異なる手続が定められています。区画整理事業の施行方法はすべて同じではないので注意が必要です。

Ⅲ．土地区画整理事業の流れ

1. 事業の調査測量・計画

土地・建物等の現況を正確に把握し、まちの将来像を計画します。この際の現況把握の調査とは、必ずしも土地家屋調査士が考える詳細な調査測量とは限りません。土地は従前地を評価する前提の調査ですから、全筆測量することもありますが、地域によっては公簿地積を案分することも多いです。建物についても、補償や移転の計画を作成するための調査になります。

2. 定款・事業計画案の作成

設計・資金計画など事業の基本をなす事業計画・施行規定を作成します。

3. 組合設立認可

7人以上の発起人、地権者2／3以上(面積も)の同意が必要です。これが公共団体施行であれば、公共の福祉のための都市計画事業ですので法的には地権者の同意は不要となります。

4. 換地設計案の作成

換地の位置などの設計案を作成します。この際に従前地の評価、換地後の評価をして、公平な価

値の増進を図ります。換地と従前の土地との位置、地積、土質、水利、利用状況、環境が照応するように換地を定めます。これを換地の照応の原則といいます。

5. 仮換地の指定

総会や地権者の縦覧を経て、仮換地の指定をします。指定日以降従前地にあった土地の使用収益する権利は仮換地に移ります。しかし、換地処分が行われるまでは所有権は従前地にあり、売買する際には従前地を売買することになります。

6. 工事の実施

道路工事･水道工事などの造成工事を行います。

これらの施行者の工事に伴う従前地の建築物等の移転除却について、本来地区内の所有者等は施行者と補償金などの協議をして、自ら工事をすることが原則です。

しかし、事業に協力しない地権者がいた場合、一定の条件が必要ですが、強制移転や強制除却の工事もできます。

7. 町界･町名･地番の整理

新しいまちにあわせて、町界・町名・地番を整理します。これが開発行為によるまちづくりであれば､必ずしも地番まで整理できないことが多く、これが区画整理のメリットでもあります。

8. 換地処分

換地計画に定められた事項の効力を発生させる手続のことをいいます。具体的には関係権利者に換地図、各筆換地明細書、各筆各権利別清算金明細書等を通知することでなされます。これを換地処分の通知といいます。実際の効力は施行者が知事に届け出て、知事による換地処分がなされた旨の公告をした翌日に発生します。

ちなみに区画整理地内の土地の筆界は換地処分により創設的に発生しますが､地区内外の境界(地区界)は従前の筆界のままであり、創設される訳ではありません。そこに境界争いが起こると、換地処分後の所有者が当事者として解決できないことがあり､大変難しい問題になることがあります。この点も理解しておいてください。

9. 土地区画整理登記

新しいまちにあわせて、施行者が登記簿の書きかえを行います。従前地の土地の登記簿の表題部が、権利部の記載をそのままに、新しい換地の表題部に書き換わります。建物の登記についても、○○ブロック○○ロットという所在の表現が、新しい地番に書き換わります。ここまでは施行者の責任で登記されます。保留地に対する権利も換地処分を経て、債権から所有権という物権に変わります。

10. 清算金の徴収・交付

換地についての定めに不均衡がある場合にはこれを金銭により是正を行います。これを清算金といいます。換地を設計するうえで公平な設計が原則ですが、どうしても端数の発生や設計上の都合で不均衡が生じたりすることがあります。それを清算金として金銭で調整します。清算金の徴収･交付の手続ののち、事業完了となります。端数調整程度であれば、清算金は少額と思われますが、設計の都合であれば、この清算金の金額が多額のことも実際にあります。これは換地処分時の所有者に清算する義務が生じますので、従前地の売買には契約事項にこの清算金の支払い義務を取り決めておく必要があります。仮換地に着目して取引をした当事者は仮換地の地積を見て契約金を決めているからです。この清算金に関するトラブルはとても多いのですが､売買契約に関する専門家(宅地建物取引業者、金融機関、司法書士、土地家屋調査士)は、この件は見過ごすことが多いようです。

11. 組合解散認可

すべての残務処理を完了して組合は解散します。

上記は典型的な組合施行の区画整理事業の流れです。

公共団体施行はまた異なりますが、換地等の考え方は同じです。機会があるときには条文にも当たっ

てください。

Ⅳ．保留地について

1．保留地の決め方

換地については上記のとおりですが、保留地についてもあまり理解されていないように思えます、少し説明をします。

土地区画整理事業では莫大な事業費が必要とされます。その多くは保留地売却で賄われるのですが、その保留地は以下の計算で求められます。

	整理前	整理後
宅地面積（m^2）	230,000	132,000
公共面積（m^2）	20,000	74,000
保留地面積（m^2）	―	44,000
合計（m^2）	250,000	250,000
平均指数（個／m^2）	500	900
総指数	115,000,000	118,800,000

上の表で250,000 m^2の地区で、その宅地面積は230,000 m^2、公共用地の面積は20,000 m^2であり、その土地の平均評価指数が500個（換地設計では土地の評価時点での単位は円ではなく個を使います）であるとします。

その場合の整理前の宅地評価の総指数は

500個×230,000 m^2＝115,000,000個になります。

整理後の総指数がこの値を割らない範囲で保留地を定めることができます。

この地区の整理後の換地の平均評価指数が500から900に上がるとします。

115,000,000個÷900個＝127,778 m^2

この地区の換地は127,778 m^2以上に設定しなければなりません。

逆に言えば、全体面積から公共用地の面積を除き、この換地面積を除すと、

250,000 m^2－74,000－127,778 m^2＝48,222 m^2

48,222 m^2が取り得る最大保留地の面積になります。

一般的にはもっと余裕を持って保留地を定めますので、この例では

44,000 m^2と設計しましたので、最大保留地の面積の91.24％ということになります。

この場合、整理前の土地230,000 m^2が132,000 m^2に減歩されたので、平均減歩率は

1－132,000÷230,000＝42.61％となります。

また、全体の土地の価値としては、以下の増加になります。

118,800,000－115,000,000＝3,800,000個

2．保留地の性格

土地区画整理事業の事業費に充てるためには、少しでも早い時期に売却をする必要がありますので、換地処分を待たずに事業施行者が売却を始めることが一般的です。

その間の保留地の売買契約とは、事業施行者が換地処分の結果当該保留地の所有権を取得することを停止条件とする土地の譲渡契約ならびに保留地の使用収益を付与する契約ということになります。

換地処分の登記まで、当該保留地の購入者が誰であるかを明らかにするため、事業施行者は保留地台帳等で保留地の権利を管理します。

保留地は、換地処分後、先に事業施行者の名義で表示登記・所有権保存登記を行い、その後、事業施行者から保留地取得者への所有権移転登記を行うことになります。

Ⅴ．仮換地の売買と保留地の売買

1．仮換地の売買

土地区画整理事業の期間は長く、その間に生じた地権者の事情により、自分の所有の土地の売買の必要が出ることは珍しくありません。実際、区画整理地内の土地の売買について特に制限はありません。その施行期間中で地権者の土地が仮換地指定を受けている場合には、その仮換地の形状・地積・利用価値に着目して売買が行われます。

つまり登記されている従前地ではなく、仮換地が対象となる売買契約のはずです。

しかしながら、仮換地は、従前の土地に係る権利の使用収益が停止された代わりに同等の使用収益ができる土地として施行者から指定された土地にすぎません。

したがって、仮換地を売買するということは、その仮換地に対応する従前地を売買し、その所有権移転登記を行って、その従前地に対応する仮換地の使

用収益権を取得することになります。

ここで注意しなければならないのは、仮換地を購入し所有権の登記をすれば地権者となり、施行者に対して有する権利及び義務を承継することになるということです。

仮換地には換地処分に伴い清算金が発生することがあります。つまり仮換地を買った新しい地権者は、換地処分の際に清算金の徴収または交付を受ける義務が生じます。また、新所有者に賦課金の徴収義務が発生することもあります。

取引する際に仮換地に着目して売買金額が設定され、換地処分時の清算金は考慮されていないことが多く、後日売り主と買い主の間で紛争になることがあります。

仮換地の売買を行うときは、施行者にその点を相談することと、売買契約書及び重要事項説明書の中で清算金を負担する側、また、事業の賦課金徴収について、売主又は買主のどちらが負担するか明確にしておくことを強くお勧めします。

2. 保留地の売買

基本的に土地区画整理法は、保留地の転売は想定しておりません。しかし、土地区画整理事業が長期間を要するため、保留地購入者の事情も変わってきて転売の必要が生じる場合も多々あります。よって各土地区画整理事業の施行者は、保留地に関する権利を管理するために保留地台帳を備え、当該保留地を転売しようとする権利者に施行者への届け出を義務づけて、保留地台帳にその権利変動を記載していく手続きとしていることが多いのです。

前述のとおり、保留地については、換地処分後、施行者から保留地取得者に所有権移転登記を行うのですが、換地処分公告前に当該保留地が第三者に譲渡された場合には、この所有権移転登記は、従前の所有者を省略して施行者からこの新たに保留地台帳に記載された所有者に対して直接行うこともできます。

改正不動産登記法では、原則所有権移転登記において中間省略登記は認められないこととなったのですが、この土地区画整理事業の保留地に関しては、中間省略登記に該当しないのです。（平成17年4月26日那覇地方法務局登記部門首席登記官回答）

保留地の所有権は、換地処分の公告の翌日に施行者に帰属し、原始取得します。

公告の日以前になした保留地予定地の売却は、「保留地予定地の使用収益権を買主に譲渡する契約」と「将来換地処分の公告がなされることを停止条件とする保留地所有権の譲渡契約」を同時にしたものと法的に分析されます。

保留地予定地の売買において、中間者は、施行者が所有権を原始取得する前に債権関係から確定的に離脱し、登記請求権を有していないと考えられます。したがって保留地予定地の売買においては、換地処分の公告の翌日に最終の譲渡人乙に直接移転登記をなすことが実体を反映した登記となります。

Ⅵ. おわりに

このように土地区画整理事業は、土地家屋調査士にとって、とても身近で、しかし意外と詳細は分からない存在かもしれません。土地区画整理事業に限らず、専門家が経験則だけで物事を決めつけることはとても危険で、慎むべきことです。ましてそのことで地権者から相談を受ける立場なら尚更です。本稿では文頭のQについて答えや解説を書くスペースはありません。何かの機会を作って説明するつもりですが、本文中にもヒントは書いたつもりです。よろしければこれらを踏まえて土地区画整理法等の条文にも興味を持っていただければ、本稿筆者としてとても嬉しいです。

全国の会長紹介

平成25年度は、2年に1度の役員さんの改選の年です。
広報部ではこの機会にと、全国の会長さんの横顔をご紹介いたします。
合縁奇縁。ぜひ、ご一読を。

関東ブロック

國吉（くによし） 正和（まさかず）　（東京土地家屋調査士会）

（抱　　負）　様々な課題へのチャレンジと継続性のある組織体制の構築
（好きなこと）　お祭、旅、スポーツ観戦(特にサッカー)
（好きな言葉）　信頼、夢

岩倉（いわくら） 弘和（ひろかず）　（神奈川県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　やっちゃいけないこと以外はやりたい
（趣　　味）　スノボ
（座右の銘）　人間本然主義
やりたいことは自分でやる、がモットーです。

佐藤（さとう） 忠治（ちゅうじ）　（埼玉土地家屋調査士会）

（抱　　負）　次の世代に何を残せるか
（座右の銘）　一期一会
過去に学び、現在を生き、未来を考える
土地家屋調査士制度は、我々の先輩が努力して築いてきたもので、その制度を維持し、発展させて次の世代に残すことが我々の責務である。

笠原（かさはら） 孝（たかし）　（千葉県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　冷静な判断のもと、着実に事を進める。
（趣　　味）　読書、新緑鑑賞、酒少々、喫煙少々、工作
（心掛け）　シツケに「お」を付けると押し付けになる。…丁寧にと気遣っても、相手には迷惑なだけのこともある。

岡本（おかもと） 秀一（しゅういち）　（茨城土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士としてのブランド力を高め一致団結し業務拡大と知名度の向上を図りたい
（趣　　味）　旅行
（好きな言葉）　人のふり見て我がふり直せ

高村（たかむら）　利夫（としお）　（栃木県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士制度・会員の業務確立

（趣　　味）　渓流釣り・スキー・その他多数

（座右の銘）　健康管理（最近帯状疱疹を発症し、かなりひどい目にあった。会務も仕事も健康が基本。）

堀越（ほりこし）　義幸（よしゆき）　（群馬土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会員の業務受託環境の整備

（趣　　味）　音楽、読書、（以前はツーリング）

（モットー）　知識を入手するのに時間と費用は惜しまない。
新しい制度・技術に対応するのは勿論ですが、先輩土地家屋調査士の知見を生かせる仕組みを模索したいと思います。

米澤（よねざわ）　實（みのる）　（静岡県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会の財務強化と知財の積立

（趣　　味）　魚釣り

（座右の銘）　上善ハ水ノ如シ
人口の減少により土地家屋調査士に対する社会要請も大きく変りはじめた。
次世代の土地家屋調査士に「今」やれる「種」をより多く残したい。

伊藤（いとう）　美義（みよし）　（山梨県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士法施行より60有余年が経過し、諸先輩の努力で土地家屋調査士も法律隣接職として認められるようになりました。これらを、より一層高めるよう努力したい。

（趣　　味）　ゴルフ・音楽鑑賞

（座右の銘）　不断の努力

芦澤（あしざわ）　文博（ふみひろ）　（長野県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士会の基本を見据えた会の運営

（趣　　味）　スキー・ゴルフ

（座右の銘）　よく働き、よく遊べ

阿部（あべ）　春男（はるお）　（新潟県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　今期で3期目になります。土地家屋調査士制度は65年を経ても発展途上であると感じています。向上に向けて取り組んでいきたいと考えています。

（趣　　味）　健康のためゴルフ、山歩き等で楽しんでいます。

（座右の銘）　特にありませんが、「成せば成る」でしょうか。

近畿ブロック

加藤（かとう）　幸男（ゆきお）　（大阪土地家屋調査士会）

（抱　　負）　“交そう挨拶、育もう良識、築こう信頼、守ろう家族”を胸に「品位が制度のバロメーター」をスローガンとして会員の社会、経済的地位の向上を図ります。

（趣　　味）　ゴルフ、旅行、映画、音楽鑑賞等

（座 右 の 銘）　謙虚邁進

（会員の皆様へ）　すべて日調連頼みにせず、単位会としての義務と責任を果たしましょう。

信吉（のぶよし）　秀起（ひでき）　（京都土地家屋調査士会）

（抱　　負）　制度発展・制度広報・業務拡大

（趣　　味）　音楽鑑賞、ゴルフ

（座 右 の 銘）　感謝

岸本（きしもと）　八太郎（やたろう）　（兵庫県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士は、その業務の性質上、地域に密着した存在であると考えております。業務においては、価格を競うのではなく、多くの付加価値となる技術と知識を身に付けることが重要と考えて会務運営を行います。

（趣　　味）　魚釣り

（座 右 の 銘）　やまない雨はない。

貫渡（ぬくと）　利行（としゆき）　（奈良県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　責任と自覚を再確認し、自負のある土地家屋調査士として頑張る

（趣　　味）　子どものクラシックバレエ、創作ダンス観賞

（座 右 の 銘）　人生山あり谷あり　波長は大きい方がいい

今井（いまい）　充之（みつゆき）　（滋賀県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　急速に進む変革に対応するため、内向きの議論ではなく開かれた議論を通して登記制度全般を考えましょう。

（趣　　味）　読書、映画、畑仕事

（好きな言葉）　てげてげ

杉本（すぎもと）　哲也（てつや）　（和歌山県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　若い会員が自由闊達に意見の言える会にする。

（趣　　味）　お酒の席での「あ～でもない　こ～でもない」

（座 右 の 銘）　老いては子に従え
変革に時代　新しい発想、若々しい行動力が必要

中部ブロック

茶谷（ちゃや）　和裕（かずひろ）　（愛知県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会員が適正な業務を行い正当な報酬をいただける環境を整える

（座右の銘）　進歩・向上・世のため人のため

神戸（かんべ）　照男（てるお）　（三重県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　ADRを考え直す機会を作りたい

（趣　　味）　うまくならないゴルフとドライブ

（好きな言葉）　一期一会

若園（わかぞの）　知明（ともあき）　（岐阜県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会員同士の連携、チームワークを重視して制度発展に努める

（趣　　味）　ドライブ、旅行

（座右の銘）　須く回光返照の退歩を学すべし
自己の主張が正しいと、他人の意見を聞かずに四面楚歌になるのではなく、常に他人の意見にも耳を傾け、時には、自分を振り返って、自分を見つめなおすことが必要だと思います。

戸田（とだ）　昌浩（まさひろ）　（福井県土地家屋調査士会）

（趣　　味）　ゴルフ

（座右の銘）　努力は報われる

村谷（むらたに）　正己（まさみ）　（石川県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　二期目は「市民の身近な法律家」を目指します

（趣　　味）　写真撮影（風景）、映画鑑賞

（座右の銘）　我以外皆我師也
専門職能を生かした社会貢献活動の実施

島田（しまだ）　裕己（ひろみ）　（富山県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会員全員が土地家屋調査士になって良かったと実感できる組織をつくりたい。

（趣　　味）　読書、音楽鑑賞

（座右の銘）　原理原則は、正直、親切、笑顔
八方美人にならず、シンプルに生きること。

中国ブロック

今井（いまい）　秀明（ひであき）　（広島県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　制度を次世代へつなぐこと
（趣　　味）　キノコ採取
（座右の銘）　楽あれば苦あり

西本（にしもと）　聡士（さとし）　（山口県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　これからの山口会を担う若い人たちに、より良い形で引き継ぎます。
（趣　　味）　旅行、BOATFISHING
（座右の銘）　應（こたえる）
（先輩から言われたキツイ一言）　お前は逃げ遅れた（>_<）

川野（かわの）　祐治（ゆうじ）　（岡山県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　飛び抜けた指導力・カリスマ性は持ち合わせていないので、会員の帰属意識を高め、協力を得られる会にしたいと考えています。
（趣　　味）　美術館巡り。
（座右の銘）　できることからやる。

贄川（にえかわ）　清（きよし）　（鳥取県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　県民の皆様からも、会員からも必要とされる『会』の運営を目指します。
（趣　　味）　お酒。阪神タイガース。下手な野球とバレーボール。
（座右の銘）　「上善は水の若し」「無為自然」

安達（あだち）　和伸（かずのぶ）　（島根県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　今後2年で会員10人増
（趣　　味）　草むしり、自転車のパンク修理
（座右の銘）　人事を尽くして天命を待つ
（好きな言葉）　No Rain, No Rainbow　あとは野となれ山となれ

九州ブロック

草賀（くさが）　裕一（ゆういち）　（福岡県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士制度の維持
（趣　　味）　家庭菜園
（座右の銘）　難有り、有難し。

小宮（こみや）　清隆（きよたか）　（佐賀県土地家屋調査士会）

（座右の銘）　日々是好日【仏教語で毎日楽しい事ばかりの意味】

（抱　　負）　今回、2期目の会長をさせていただきます。会員全員の顔が見える小規模会としての利点を生かした会務運営をしていきたいと思っています。皆様のご協力をお願いいたします。
また、10月28日の九州ブロック協議会ゴルフ大会には、多くの参加者をお待ちしています!!

針本（はりもと）　久則（ひさのり）　（長崎県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会員が共感できる会務運営

（趣　　味）　ゴルフ、ツーリング

（座右の銘）　敬天愛人
2期目の会長を拝命いたしました。役員も5名が交替し少し若返りました。機動力のある執行部として、会員、市民の為に頑張りたいと思います。

宮嶋（みやじま）　泰（たい）　（大分県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　20年後にも土地家屋調査士が誇れる仕事であるために自らの身を切ることをも含めた改革を！

（趣　　味）　走ること（56歳でフルマラソンデビュー）

髙田（たかた）　俊宗（としむね）　（熊本県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　新たな視点での制度広報のあり方を検証するとともに、職業倫理を重んずる資格者として、業務を通じ社会貢献することをもって制度の認知度を高めていきたい。

（趣　　味）　映画鑑賞、海釣り

（座右の銘）　意志あるところに道は開ける

谷口（たにぐち）　正美（まさよし）　（鹿児島県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士の職能を活かし、境界紛争のない社会をつくりたい。

（趣　　味）　友人たちとの語らい、旅行、映画鑑賞

（座右の銘）　この命は一度限り、一日一日を大切に生きる
業務や会務に追われる日々の中で、家族との団らん、友との繋がり、地域社会との調和を大切にして、一度限りの人生を謳歌したい。

鎌田（かまだ）　隆光（たかみつ）　（宮崎県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　二期目の今年は、筆界にこだわって、公図の抽出調査を行って、間竿の違いはないか？本当に更正図なのか等の調査を行ってみたい。

（趣　　味）　川柳（雅号　鎌田笑福）

（座右の銘）　一所懸命を一緒に（皆と）懸命にやりたい…

久高　兼一（くだか　けんいち）　（沖縄県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　今年は県民に向けて土地家屋調査士を沢山発信したいです。

（趣　　味）　音楽鑑賞、景勝地散策（最近ではワルミ大橋です！）

（座右の銘）　凡事徹底、日々研鑽

（当会のPR）　日本最南端の当会は年齢幅も広く、気候も会員もアツイです。宜しくお願いします。

東北ブロック

鈴木　修（すずき　おさむ）　（宮城県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会長3期目になりました。財政面でも人材面でも、宮城会を今後10年の社会の変化に問題なく対応できる組織に変えたいと思います。

（趣　　味）　ベガルタ仙台参戦、文具研究

（座右の銘）　前へ！

五十嵐　欽哉（いがらし　きんや）　（福島県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　「ふくしま」を発信する

（趣　　味）　女房と愛息と酒

（座右の銘）　一隅を照らす、これ則ち国の宝なり

全国の土地家屋調査士の皆様、ご支援ありがとうございます。

山川　一則（やまかわ　かずのり）　（山形県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　我々の業務の持ち味を生かし、より社会に貢献できるよう努力していきたい

（趣　　味）　ハイキング、音楽鑑賞

（好きな言葉）　「継続は力なり」

取り立てて優れた能力もないので、地道にコツコツと積み上げていくことが大事と思っている

菊池　直喜（きくち　なおき）　（岩手県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　『土地家屋調査士』を国民の皆さんに知ってもらいましょう。

（趣　　味）　読書（主に歴史小説）、演劇（ど素人ですが…）

（座右の銘）　「我以外皆我師」いつも老若男女を問わず教えられることの多さに驚いている。驕らず、高ぶらず。

赤塚　富治（秋田県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　秋田会は急激な人口減少と高齢化現象は全国有数であり、更に経済基盤の不安定が土地家屋調査士に与える影響は甚大と視ており下記事項を対策目標としてまいります。
(1) 会員数の増加、土地家屋調査士業務拡大の課題研究
(2) 会員間の業務受託情報、技術連携の促進
(3) 筆界特定制度と土地家屋調査士業務の活用

（趣　　味）　市民マラソン参加、ラグビー観戦、クラシック音楽鑑賞

（座右の銘）　一所懸命

小林　要蔵（青森県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　5月24日に役員改選が行われ、3期目の選任をいただきました。気持ちを新たに、新体制で社会のあらゆる変化に取り組んで行き、土地家屋調査士制度の発展に貢献したいと思います。また、9月7日、8日に「第28回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会」の開催を担当することになりましたので、皆様のご参加をお待ちしております。

（趣　　味）　ゴルフ・城廻り

（座右の銘）　瞬（とき）

北海道ブロック

桑田　毅（札幌土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士制度の目的に則り努力します

（趣　　味）　温泉、ネットショッピング、ススキノ

（座右の銘）　努力する人は希望を語り、怠ける人は不満を語る

辰己　伸次（函館土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会員が増えますように

（趣　　味）　スポーツジムで汗をかくこと。体脂肪率19％を維持、ちなみに体年齢は48歳です。

（好きな言葉）　試練は乗り越えられない人に襲い掛かりはしない。

（座右の銘）　異体同心

辻　雅巳（旭川土地家屋調査士会）

（抱　　負）　若い会員が希望の持てる土地家屋調査士界を目指す！

（趣　　味）　バイクツーリング・海外旅行（アジアに限定）

（座右の銘）　夢なき者に目標なし。目標なき者に計画なし。計画なき者に実行なし。実行なき者に成果なし。

林原（はやしばら）　安弘（やすひろ）　（釧路土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会員はどうあるべきか、そのために会は何をなすべきかを心がけたい。

（趣　　味）　野球観賞、パークゴルフ

（座 名 の 銘）　常に勉強？　与えられたポジションは常に前向きに

四国ブロック

多田（ただ）　努（つとむ）　（香川県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　土地家屋調査士として、地域社会の中で確固たる存在感を示せるようにするために、本会事業を推進する。

（趣　　味）　ゴルフ

（座 名 の 銘）　夢を実現したければ、夢を具体的に描くこと

山本（やまもと）　達夫（たつお）　（徳島県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　会員のため、本会のため一生懸命頑張るのみ。

（趣　　味）　釣りで、磯でのグレやイサキを釣りに行って気分転換しています。

（座 右 の 銘）　「あるがまま」という言葉です。
人生は、あるがままであり、身も心も、周囲もみな、そのまま、あるがままであると思っています。人生は修行であり、本来の自己を見つける旅であると思っています。

谷相（たにあい）　恒行（つねゆき）　（高知県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　今の土地家屋調査士の生活があるのは、自分たちの努力というより先輩たちの力によるものであると認識している。今後においても、国民の信頼に応えつつ会員諸兄の事務所経営基盤の安定、そして業務の拡充と職域の確保を念頭に置いて、次世代へ恩送りするために何をすべきか、何を提案していくべきかを考え、浅学非才の身でありますが会務に当たりたい。

（趣　　味）　下手の横好きの将棋と学生の頃から齧っているギターをつま弾くこと。

（座 右 の 銘）　一期一会
人間万事塞翁が馬

松本（まつもと）　義男（よしお）　（愛媛県土地家屋調査士会）

（抱　　負）　平成18年より民事調停の民間型『境界問題相談センター愛媛』を、『日本一温かいADR機関』を目指し、運営しています。今年のセンターは『愛媛センターには愛がある』をモットーに、関係者に『おもてなし』の心で紛争で困っている人と関わっていく所存です。

（趣　　味）　ゴルフ、プロボクシング観戦

（座 右 の 銘）　『今から20年後、あなたはやったことよりも、やらなかったことに失望する。』

情報知識学会

第21回年次大会　シンポジウム

2013年(平成25年)5月25日(土)午後1時30分から、お茶の水女子大学共通講義棟2－201号教室において、「情報知識学会第21回年次大会」が開催されました。テーマは、「東北大震災と地籍情報」と題したシンポジウムで、大槻明氏(東京工業大学特任准教授)の司会進行により行われました。「皆様は「地籍」をご存知でしょうか？地籍とは土地等における戸籍のようなものです。このシンポジウムでは、東北大震災からの復興を振り返りながら地籍情報等の重要性や今後の方向性等について考えます。」との挨拶の後、地籍セッションとして2つの基調講演、地籍情報の今後の可能性検討セッションとして4つの発表およびパネルセッションが行われました。

■講演1「土地家屋調査士と地籍情報」

講師は、日本土地家屋調査士会連合会顧問の西本孔昭氏です。

土地家屋調査士は、他人の依頼を受けて、土地や建物がどこにあって、どのような形状か、どのように利用されているかなどを調査、測量して図面等を作成し、不動産の表示に関する登記の申請手続などを行う国家資格者である。しかしながら、土地家屋調査士という名前が分かりづらいなどの理由から、国民の認知度は、それほど高くないというのが現状である。歴史や諸制度を振り返りながら、土地家屋調査士の役割や変遷、司法制度改革という潮流の中で生まれた弁護士協働型の土地家屋調査士会ADR(境界問題相談センター)の概要や展望について述べられました。

■講演2「東北大震災復興に見る地籍情報の重要性」

講師は、宮城県土地家屋調査士会会長の鈴木修氏です。

不動産は国土の狭い日本において重要な財産であり、その利活用はあらゆる産業の基盤となる。であるから地籍の管理と活用は国家としても、個人としても重要な課題である。地籍情報とは測地的数値情報と法的権利情報とそれぞれの履歴情報など複合的な情報を含んでいる。土地家屋調査士は不動産の表示に関する専門家であるが、近年は地籍情報を扱う法律と測量の専門家としての役割がクローズアップされている。日々フィールドに出て調査し、法律問題を考える土地家屋調査士は、この法学と測地学の間をつなぐ役割を担うと考える。また、これまで地籍情報としては重要視されていなかった歴史的地物や字名などの地名情報や民間伝承も、地籍情報として重要な情報であったことがわかった。今後想定されている新たな災害に対する備えのためにも、新たな国土構築のためにも、地籍研究はもっと広い範囲を取り扱うべきだと考える。そしてこれらの複合的な地籍情報は、情報知識学の分野からも取り扱うべきと考える。

■発表1「地籍情報ビッグデータからの知識発見」

講師は、東京工業大学特任准教授の大槻明氏です。

地籍情報とは、土地の位置、形質および所有関係などを明らかにするための各種情報のことであり、我々国民における不動産(財産)の権利の客体化に係る重要な情報を多く含んでいる。ゆえに、これらの情報を利活用することは、我々国民への多大な寄与を期待できると考えられる。地籍情報にはその他にも多くの有意な情報が含まれているため、これらの情報を分析することで、有益な知識の発見が行われ

ると期待される。が、個人情報など、何処までの情報を公開・共有できるのかについて十分精査したうえで、全国の地籍情報を有機的にリンクする形でデータベースとして利活用できる環境の整備が望まれる。

■発表２「地籍情報の構造化に向けて―オントロジー工学およびLinked Open Dataによるアプローチからの一考察―」

講師は、大阪大学准教授の古崎晃司氏です。

オントロジー工学は、地籍情報やそれに関わる様々な専門知識を対象としたオントロジーを構築することで、地籍情報に関する理解の共有や、異なる手法で作成された地籍情報の相互運用性の向上などに貢献することが期待される。 Linked Open Data は、公開されたデータを相互に連結させる(Linkする)ことによって、新たな価値を創出しようとする取り込み/技術である。この技術を用いて地籍情報を他のオープンなデータと連携させることで、その有用な知識としての活用が促進されると思われる。これらは地籍情報の構造化に貢献する技術であることは間違いないと思われる。しかし、これらの技術を実際に活用するには、地籍情報に関する専門知識に基づいた、より詳細な検討が必要とされる。

■発表３「地籍情報関係の専門用語辞書構築」

兵庫県土地家屋調査士会阪神支部位置参照点運営委員長の藤井十章氏です。

あらゆる分野の専門家知識は、構造化がなされ、実用化に向かっている。地籍情報とは、国土管理する上での、土地財産情報(境界の位置情報、面積およびそれに付随した過程情報)と権利関係情報(所有権または、占有および抵当権利、規制など)である。専門家による日本の地籍情報のオントロジー工学による構造化により、特化された情報分析が専門家の英知を通すことで、広く一般的な国土基盤情報となり、震災からの国土開発と日本の財産管理を容易にするねらいが求められている。

■発表４「沖縄の近代土地台帳。地籍図に見る「災害」の記憶と対策」

講師は、中部大学准教授の山元貴継氏です。

沖縄県のとくに宮古・八重山諸島などに残る、1899（明治32)年頃からの「土地整理事業」で整備された地籍図および土地台帳において、1771年の「明和の大津波」などの自然災害の痕跡がどのように記録されているのかを検討するものである。宮古・八重山諸島では、第二次世界大戦における戦禍を逃れて比較的多くの地籍図や土地台帳が残されている。多良間島については、那覇地方法務局宮古支局において、手続きの上で土地整理事業時のほぼ全ての地籍図面の閲覧および写しの発給と、土地台帳の閲覧とが可能である。地籍図面についてはデジタライズ処理を行うとともに、土地台帳についてはその記載を記録し、データベース化して活用することを目指した。今回紹介したような地籍図のデジタライズや土地台帳のデータベース化による分析は、沖縄県外での応用にも期待されよう。

■「パネルセッション及び総括」

司会者による進行によって、アンケートによる質問への回答をしながら各講演を振り返り、今後の可能性などを中心にパネルディスカッションが行われました。

セッションワードの概要は次のとおりです。

「役所のワクを越えて情報共有を。民事法廷は現場を知らないのでウソを見抜けない。専門家の関与が低い。専門家の活用が必要である。また、ADRに関連して、岡山では自治体と一緒に取り組み、大阪では士業合同のADRがある。土地家屋調査士の能力アップが必要である。それは、次なる能力を獲得するためのものであって、結果、国民の財産を守ることができることになる。」

「不動産が動いた。数メートル動いた。全体的にかなり大きな動きがあった。きれいに動いたのならいいのだが。(権利の問題はまだこれからである。)境界の問題は、書証、物証、人証であるが、書証、物証はほとんどなくなってしまった。人証について、立会相手がいない。相続人と立会をするのか。行方

不明の方がまだたくさんいる、避難している人がいる。ただ、犯人が震災であるのでしょうがない、という気持ちである。これからである。現地での弁護士さんによる震災ADRは、複合的な案件が多いのが現状。専門資格者が1つの中に集まる。ADRは調停である。ここまでいくまでに話し合ってまとまっているケースもある。」

「オントロジー、対象の概念化、主観的な観点はどのように標準化できるか。…たとえば、3つの主観的な見方があるのであれば3つの観点をそのまま前提として示す。」

「データベースの構造化、データをオープンにしていこう(LOD)。ただし、個人情報の点が心配。どのようになっていくのか。情報管理やセキュリティの問題は。…個人情報はオープンデータにしない。対象にしないということ。また、セーフティオープンデータのみ。個人情報が漏れない仕組み。行政などの公情報を対象にする。」

「有料の登記情報データのオープン化の可否はいかがか。…民間解放のハードルはある。オープンデータ化、現状においてどのような情報が可能であるか。個人情報に係わらないもの。土地の形成する情報はありか。便利さと権利関係とプライバシーの問題を皆で協議しながらである。」

「個人情報保護の問題とのかかわり…法務局の登記簿は50年くらいの情報であり、慎重に扱うべきものと考えている。しかし、土地台帳は昭和30年以前の情報であり、ある程度オープンにしてもいいのではないか。たとえば、どこに住んでいた人がどこの土地を持っていたかのデータなど、情報の出し方を気にして。上手なアウトプットの出し方をすれば、どのデータをどのように出していいのかの議論が必要。」

「地籍図のデータベースの作り方の基準はあるのか、一般の人でも役立つものはできるのか。…地籍図、スキャニング、画像解析、変換。土地台帳のデータベース化。公図しかない時には米軍の航空写真をオルソ化する。」

最後に、「本シンポジウムを通じて地籍情報の意義や重要性を改めて確認することができた。また、地籍という観点からは、東日本大震災からはまだまだ復興してはおらず、現在も様々な課題が残されているということを再認識することができた。ただ、本シンポジウムはあくまでキックオフ的な位置付けであり、今後さらにディカッションを深めていく必要がある。そういう意味では、次回以降の開催が極めて重要であると考える。」と司会者からまとめが行われ、閉会となった。

広報員　羽鳥光明(東京会)

この大会の実行委員長として司会を担当されています東京工業大学特任准教授の大槻明氏は、平成11年からの9年間、日調連事務局の職員として、制度広報、電子情報関係、特定認証局RA責任者等を勤めてこられました。在職中も学業に励まれ、研究者としての道に進むことを選ばれました。事務局の大きな戦力を失うこととはなりましたが、この大会は、当時、背中を押したことに間違いがなかったことを証明する一場面でした。今後も更なるご活躍をご期待申し上げます。

日本土地家屋調査士会連合会事務局

我が会の会員自慢

VOL. 18

茨城会　『わが人生は釣りと共に』

茨城土地家屋調査士会　副会長　　木村　道夫

自然に恵まれた茨城の会員自慢といえばこの人、茨城土地家屋調査士会副会長 木村道夫さんです。仕事を愛し、家族を愛し、趣味に生きる。理想的な土地家屋調査士像ではありませんか。

釣りはプロ級の腕前で、つり大会で優勝、大物も何度も釣り上げていらっしゃる。色々な釣り方にも挑戦され、それぞれ釣果は大変なものです。

体力は落ちても、やはり解禁日が待ちどおしい、ロマンチックな副会長 木村道夫さんをご紹介いたします。

そば打ちも始められたそうですが、ぜひご賞味にあずかりたいものです。

茨城土地家屋調査士会　広報部長　　今瀬　秀幸

私は関東平野のほぼ真ん中、茨城県南部の田園地帯に生まれ、現在までの50数年をこの地で生活してきました。平凡なわが人生に自慢できることなどあろうはずもないのですが、あえて書けといわれれば他の人と比べて変わっていると思うところが無いわけではないので、わが釣り人生について書かせていただきます。

母の実家が二本の河川に挟まれ、無数の水路が縦横に走る、魚達と戯れるには絶好の場所にあり、物心ついたときには釣りと用水路を堰き止めて水を掻い出してつかまえる「けっぽう」と呼ばれる魚とりが夏休みの定番となっていました。

社会に出てしばらくは仕事に追われ魚のことは忘れていたのですが、あるときふと思いついて妻の機嫌を伺いながらだめもとで口にした一言「釣りに行きたいなぁ。」この一言がその後の人生に大きな影響を及ぼすことになるとは思いもよりませんでした。

予想に反し、「息抜きに行ってくれば」の言葉をもらって半日、子供の頃遊んだ場所で釣りをすることに、時期もよく上々の釣果を得て大満足。これが第二の釣り人生のスタートでした。

その後、暇を見つけては釣行をくり返し、あるとき釣具屋さんに勧められてヘラブナの釣り会に入会、40人ほどの会でしたが入会3年目には年間優勝を経験しました。7年ほどヘラブナ釣りに没頭した後、妻の甥っ子と渓流釣りに行くようになり、子供の育成会の仲間と堤防の釣りを2年ほど経験、もっとたくさん釣りたいと沖釣りを始め、鬼怒川で目にした鮎の友釣りに興味が沸き、全盛期には那珂川の烏山まで片道2時間を1日おきに通い、那珂川返し(掛かり鮎を取り込む技)を駆使して鮎を釣りまくる日々でした。中でも印象に残る釣果をあげると、へら鮒では山梨県の西湖で28 kg、沖釣りでは常磐の寒平目84 cm 6 kg、鮎は烏山で48匹、虹鱒は栃木県の東古屋湖で68 cmなどです。

釣った魚は自分で捌くのが決まりで、鯛、ワラサ、平目などはもとより、外道で釣れるふぐも自分で捌きます。現在、パソコンのお気に入りには、へら鮒6、海釣り14、鮎釣り15のサイトが登録されています。

これまで、立地条件に恵まれ、さまざまな釣りを心ゆくまで楽しんできましたが、そんな日々もやはり年齢とともに体がついていかなくなり、現在、同時進行は、へら鮒、鮎、沖釣りの3種目で釣行回数もずいぶんと少なくなりました。

今、もっとも楽しみにしているのが5日後に迫った鬼怒川の鮎釣り解禁、栃木県氏家地区でキャンプしながらの一泊釣行をシーズンに3、4回やるのですが、夜の静寂の中一人で焚き火していると稀に蛍が明かりに誘われて近くを飛ぶことがあり、これは感動ものでして、今年も見られるかと楽しみが膨らみます。

体力は落ちましたが、釣りに行く回数が減った分

余裕ができ、新たにそば打ちを覚え、ゴルフを始め、料理も手がけるようになりました。ちなみにそばの出汁は鰹節とさば節のミックス、かえしはみりんと白ざらめを熱してアルコールを飛ばし、しょうゆを加え約80度に熱した後、常温で2日寝かせて使います。この「かえし」はカツどんやてんぷらのつゆ等に使うととても美味しくできるので重宝しています。

さてと、解禁前日の土曜日は何を釣りに行こうかな。

佐賀会

『進化は元気のしるし！まだまだいける50代！』

佐賀県土地家屋調査士会　　稲葉　伸理

今回紹介する稲葉伸理会員は、佐賀県の北部に位置する唐津市に事務所を構えておられます。唐津市は、玄界灘を臨み、唐津焼でも良く知られている風光明媚な観光地です。

ヨット競技で国体出場をされた程のスポーツマンであった彼が、突然、癌を宣告されますが、それを克服してから、現在までの挑戦の日々を綴っておられます。我々を勇気づけるものがあります。是非ご一読ください。

佐賀県土地家屋調査士会　広報部長　　吉冨　勝政

2008年夏、癌の宣告を受け、10月に入院・手術と人生の岐路を迎え、退院後1か月は無理なく過ごそうと人生を振り返り、ストレスから解放され、なんだか大らかな優しい卓越した気分になっていました。

ただ、手術によって腸が短くなった私の体は、便通に問題がありました。辛うじて人口肛門のお世話にはならずに済んだのは不幸中の幸いでしたが、下痢の際に起こるような便意が頻繁に起こり、一日に十数回トイレに駆け込むのが日課となっていました。

それと共に、体力の低下を痛感し、土地家屋調査士の業務はもちろんのこと、それまで頑張っていたヨット競技のコーチやレース運営、国体の監督等にも支障をきたし、体力の復活を誓い、真面目にウォーキングに取り組むようになり、徐々に距離が延び、日々進化していきました。

測量機械やCADソフト、オンライン申請等、土地家屋調査士の業務もどんどん進化して、うかうかしているとついていけなくなるほどです。人間もじっとしていると、どんどん歳を取って、進化することを忘れがちになります。

2011年のある日、自宅から福岡方面へウォーキングに出かけ、気が付くと持参したハンディーGPSで「42 km」の表示。これが私の心に火を付けました。「よし！マラソンに出るぞ！」いきなり久留米で開催予定のマラソン大会のHPの参加申込にポチッとしてしまいました。

そこから、練習の始まりです。(順番が逆ですが…)大会まで1か月半。最初は500 m走っては歩き500 m走っては歩きの繰り返し。思いの外、体力が落ちていました。「こりゃ駄目だな」と先に参加申込したことを悔やみましたが、半分は「なんとかなるさ」と開き直り、1日30分、週2日～3日程度から始めました。

人間ちょっとずつ進歩するもので、1か月で10 km走れるほどになりましたが、体重が重く故障ばかり。そんな準備不足の状態でいよいよ本番！おじさんの胸は高鳴り、無謀なチャレンジがスタートしました。たくさんの人達と沿道の声援に気分は最高！ 10 kmまではいつもの感じで走れましたが、20 kmは未知の世界。しだいにあちこち痛くなり、

呼吸も乱れ、暑さにスピードもどんどん落ちましたが、25 kmまでは走る事ができました。そこからは足が動かず、歩くのが精一杯で、歩けど歩けどゴールは見えない。沿道に標語が立ててあり「頑張っているあなたが好きよ」なんて書いてある。給水所ではボランティアの皆さんが暖かい声援を送ってくれる。最後の2 kmはなんとか頑張って走りました。ゴールは感動です！ 6時間半かかりましたが、気分は最高！

この完走が、マラソンの虜になった最初の感動でした。その後、なかなか当選しないという大舞台「東京マラソン」に2012年と2013年2年連続で出場！

その後、ハーフマラソンや10 kmのレース、リレーマラソン等に出たりしながらトレーニングを積んでいくわけですが、あちこち故障もします。足の故障で走れない時もあって、その時にプールに水中ウォーキングに行って、なぜか水泳にもとりつかれてしまうという馬鹿な私。挙句の果てには素人のくせにオープンウォーター（昔でいう遠泳）の大会に出場してしまうという無謀さ。

そして、アクアスロン（ランとスイム）の大会にも出場し、51歳を過ぎたおじさんはどこに向かっていくのだろう。。。とうとうロードバイクまで手に入れて、「トライアスロンに出るぞ！」と心に決めたのでありました。家族は呆れています。家族だけではないですね(^_^;)

ラン仲間、スイム仲間、トライアスロン仲間も知らず知らずのうちに増え、経験のない私に未知の世界がドーーンと広がって、日々進化しつつあります。この歳でも肉体的に精神的に進化しています。

今年の4月に開催された「さが桜マラソン」では、初マラソンでは6時間半かかったフルマラソンも3時間36分という記録でゴールする事ができました。

これまでにフルマラソンは5回完走し、ますます進化しています。

お陰様で、夏の暑い日に測量に出ても辛くなくなりました。少々の測量では疲れなくなりました。体重もずいぶん減ったので身軽に動けますしね。マラソンのお陰で業務にも粘りが出たような気がします。

今年の夏はトライアスロンに初チャレンジします。不安なんてありません。楽しみで仕方ないのです。

なんだか、古巣のヨットから遠ざかり陸の虜になってしまいましたが、またいつかヨットがいっぱい浮かぶ海に戻る日も来ることでしょう。

遊んでばかりいるようですが、仕事も頑張っているんですよ^_^;

マラソン大会、アクアスロン大会、オープンウォーター大会出場の様子

法務省主唱“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省保護局更生保護振興課

“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、昭和26年から続く運動で、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。

毎年、7月の強調月間を中心に年間を通じて行われ、今回で第63回を迎えます。

社会を明るくする運動の主な活動として、7月の強調月間のスタートとして、社会を明るくする運動発祥の地である東京・銀座において、街頭広報活動を行っているほか、作文コンテストの実施、ワークショップの開催などを中央行事として行っています。また、地域に住む人々との直接対話を行う地方行事として、ミニ集会、住民集会などを行っています。

第63回の取組

第63回では、本運動で取り組むべき行動目標及び重点事項を以下のとおり定めています。

●行動目標

・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

・犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう

・これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

●重点事項

「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」

「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

第63回運動　ポスター

第62回では国民の社会を明るくする運動への理解の促進を目的として、行動目標や重点事項を定めていましたが、第63回では「理解促進」から「協力の拡大」へと一歩進んだ内容となっています。

近年、犯罪をした人の立ち直りには、就労や住居などの生活基盤づくりが重要だと指摘されています。平成24年版犯罪白書によると

① 一般刑法犯の検挙人員は減少傾向にあるもの、再犯者率は一貫して増加している

② 無職者の再犯率は有職者と比較して著しく高い

③ 満期釈放者で、出所の際に適当な帰住先を持たないものは、出所してから数か月の再犯リスクが高い

などのことが判明しています。

本運動を主唱する法務省としても、犯罪をした人の就労・住居確保支援のため、様々な取組を行っていますが、国民の皆さんに、前歴者を雇うこと・一緒に働くことへの御理解をいただければ、彼らの立ち直りは一層スムーズに進むこととなり、ひいては犯罪や非行のない地域づくりにも繋がっていきます。

本年も本運動への御理解・御協力をお願いいたします。

詳しくは法務省ホームページ内、“社会を明るくする運動”ページをご覧ください。
検索サイトで「“社会を明るくする運動”」と検索！
法務省保護局公式twitterでも情報を発信していますので、ご覧ください。

会長レポート

REPORT

5月16日
～6月15日

5月

16日

平成25年春の褒章伝達式

法務省大会議室において谷垣法務大臣より黄綬褒章の伝達式に出席

黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

関根副会長、竹谷専務理事同席

【黄綬褒章受章者】

長崎会・前会長	相沢治典　氏
千葉会・前副会長	安藤　泉　氏
埼玉会・元連合会理事	伊藤政良　氏
函館会・前会長	岡田恒男　氏
東京会・元連合会常任理事	長田孝士　氏
愛知会・元会長	中原利春　氏
三重会・元会長	松下　剛　氏

受章おめでとうございます。

17日

宮城県土地家屋調査士会　第63回定時総会

鈴木会長のもと開催された、第63回定時総会に出席した。盛会裏に開催され引き続きのご活躍を期待します。

18日

鳥取県土地家屋調査士会　第67回定時総会

永美会長のもと開催された、第67回定時総会に出席した。盛会裏に開催され贄川新会長には今後のご活躍を期待します。

20日

石破茂議員「石破茂君を囲む会2013」

ホテルニューオータニにて「石破茂君を囲む会2013」に出席した。多くの来会者のもと盛会裏に開催されました。

22日

平成25年度第3回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

＜協議事項＞

1　法14条地図作成作業への土地家屋調査士の関与の在り方について
2　TPP交渉参加に係る内閣官房主催の説明会への参加等について
3　自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟への政策要望(案)について

新潟県土地家屋調査士会　第65回定時総会

阿部会長のもと開催された、第65回定時総会に出席した。盛会裏に開催され引き続きのご活躍を期待します。

24日

京都土地家屋調査士会　第65回定時総会

信吉会長のもと開催された、第65回定時総会に出席した。盛会裏に開催され引き続きのご活躍を期待します。

25日

滋賀県土地家屋調査士会　第65回定時総会

今井会長のもと開催された、第65回定時総会に出席した。盛会裏に開催され引き続きのご活躍を期待します。

28日

長野県土地家屋調査士会　第65回定時総会

宮下会長のもと開催された、第65回定時総会に出席した。盛会裏に開催され芦澤新会長には今後のご活躍を期待します。

29日

大阪土地家屋調査士会　第74回定時総会

松本会長のもと開催された、第74回定時総会に出席した。盛会裏に開催され加藤新会長には今後のご活躍を期待します。

30日

東京土地家屋調査士会　第75回定時総会

國吉会長のもと開催された、第75回定時総会に出席した。盛会裏に開催され引き続きのご活躍を期待します。

31日

島根県土地家屋調査士会　第46回定時総会

安達会長のもと開催された、第46回定時総会に出席した。盛会裏に開催され引き続きのご活躍を期待します。

6月

4日

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会第28回定時総会

志野副会長同席

柳平会長のもと開催された、第28回定時総会に出席した。盛会裏に開催され倉富新会長には今後のご活躍を期待します。

5日

林芳正議員「第30回朝食勉強会」

都市センターホテルにて「第30回朝食勉強会」に出席した。演題で世界経済の動向と政策について講演を拝聴した。

8日

日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会「平成25年度定時総会」

岡田副会長同席

宮城会長のもと開催された、平成25年度の定時総会に出席した。盛会裏に開催され引き続き九州ブロックのご活躍を期待します。

11日

漆原良夫衆議院議員と面談

関根副会長同席

議員会館事務所にて横山政治連盟会長、小沢幹事長と共に「官公署保有の未登記建物の解消」について要望を行った。

13日

平成25年度第4回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長、財務部長出席

＜協議事項＞

1　第70回定時総会の対応について
2　ADRセンター全国50会設立記念ポスターの制作等について
3　「高精度衛星測位サービス利用促進協議会」への参加について

14日～15日

中国ブロック協議会　第56回定例総会

岡田副会長同席

髙山会長のもと開催された、第56回定時総会に出席した。盛会裏に開催され安達新会長には今後のご活躍を期待します。

会務日誌　5月16日～6月15日

5月

16日

第1回日調連筆界特定制度推進委員会
＜協議議題＞
1　筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携で境界標識を設置すること等について
2　筆界特定結果の現地明示と明示に必要な調停手続への移行内容の検討について
3　関係省庁との連携について
4　研修要領（モデル）の作成について
5　筆界特定制度の事例（筆界特定書）収集について
6　各土地家屋調査士会からの「申請手続受付・進捗状況表」の収集等について
7　筆界特定調査のアンケート内容について
8　民事第二課との打合せについて

22日

平成25年度第3回正副会長会議
＜協議事項＞
1　法14条地図作成作業への土地家屋調査士の関与の在り方について
2　TPP交渉参加に係る内閣官房主催の説明会への参加等について
3　自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟への政策要望（案）について

30日～31日

第1回広報部会
＜協議事項＞
1　平成25年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
2　広報ツール紹介ページの作成について
3　ADR50会設立記念ポスターについて
4　ADRパンフレットの更新について
5　平成25年度全国一斉不動産表示登記無料相談会について
6　「事務所運営に必要な知識」について
7　会報9月号以降の掲載記事について

6月

11日

第1回総務部会
＜協議事項＞
1　第70回定時総会の対応について
2　平成26年版土地家屋調査士手帳の作成について
3　連合会第71回（平成26年度）定時総会の日程及び会場について

12日

第2回編集会議
＜協議事項＞
1　「事務所運営に必要な知識」について
2　全国一斉無料相談会の取材について
3　各広報員からの報告
4　7月号の編集状況について
5　8月号から10月号の掲載記事について

13日

平成25年度第4回正副会長会議
＜協議事項＞
1　第70回定時総会の対応について
2　ADRセンター全国50会設立記念ポスターの制作等について
3　「高精度衛星測位サービス利用促進協議会」への参加について

ちょうさし俳壇

第338回

青葉木菟　水上陽三

終の地と決めて久しき青葉木菟
えごの花散るや地上に星生れ
萍の田尻にいのち葬ける
水張田待ってゐたよと番鴨
　深悼　待野貞雄氏
君までも先に逝くかよ梅雨の花

雑詠　水上陽三選

新しき道しるべあり百合匂ふ　東京　黒沢利久
誰彼も数ふ軽鴨の子十四羽
土地区画整理記念の桐の花
青柿や家族七人住みし家
看板を外してしばし夏の風

隠沼（かくれぬ）の水辺明るし花菖蒲　茨城　島田操
絵模様に含羞（はにかみ）もして更衣
女教師の二の腕眩し更衣
清しきは水の精とも未草
自転車で古刹を巡る青葉風

古時計の秒刻む音春曙　茨城　中原ひそむ
そこそこの倖で良し菖蒲湯に
またの日を約す握手や風薫る
草笛を吹く少年の長き影
冷奴妻の介護に明け昏るる

羽抜鶏声をかければ横を向き　岐阜　堀越貞有
羽抜鶏十七音の纏まらず
梅雨入して言い訳めける雨の粒
熱帯夜ながながつづく長電話
記憶力進む衰え熱帯夜

紫陽花の毬弾みたる車窓かな　東京　雅々女
花菖蒲脳裡の女の立ち姿
食べ頃の枇杷絵手紙を埋めをり
風下に団扇の風をわかちゐる
梅雨入宣言疑ふ日和つづくなり

今月の作品から　水上陽三

新しき道しるべあり百合匂ふ　黒沢利久

一読句意は明瞭であると同時に情景も鮮明に浮かぶ。何でもない句であるが、夏山シーズンになって関係者の善意が感じられる。

清しさは水の精とも未草　島田操

未草は睡蓮のことで、朝露を含んで開き、タベにはしずかに花を閉じるから睡蓮の名があり、午後二時頃すなはち未時に花を閉じるから未草ともいう。蓮に似た綺麗な花は花びらに切れ味があり、清しいという形容が的確で水の精とも感じられたのである。

冷奴妻の介護に明け昏るる　中原ひそむ

一読、日常生活をそのまま作品としたように思われる。元よりその実態は知る由もないが、長い期間のことではなく、たまたま風邪か何かで臥せってしまわれた奥方の介護であって欲しいと思う。冷奴の季語の斡旋が暗くないのが救いである。

羽抜鶏声をかければ横を向き　堀越貞有

口語表現であるが、何となく滑稽な哀れな羽抜鶏がユーモラスに描かれている。実はこの作者は、永年当俳壇の常連として投句を続けられていたが、数か月前突然投句されなくなりその動静が気に掛かっていた矢先、今回数か月前の欠稿の始末を記した手紙が添えられていた。それによれば突然の体調異変に因り約二か月の入院生活を送られた由、幸い全快されて排句も始められたとのこと喜びに堪えない。ご自愛に努められ体力の回復を謀られるようお折りする。

【ご投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名
◆俳号
◆俳句（一口3～5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便：〒101-0061
東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会
広報部係

FAX：03-3292-0059
電子メール：rengokai@chosashi.or.jp

兵庫会

「私の事件簿シリーズ『飛び地と地籍調査』」

但馬支部　寺内　正成

『会報HYOGO』第547号

私の歳になると、同級生が会社等ではそれなりの地位に就いている者も多く、会社においてのそれなりの決定権を持っている者がいて、とてもありがたいのです。

高校の時の同級生は総務の偉いさんになっており、彼から工場の建物登記を依頼されました。その時に敷地を調査してびっくりしました。敷地は短冊状の農地を造成した工業団地の一部ですが、隣接するその短冊状の土地の大字小字がことごとく違っているのである。だから法務局調査の際はまだ電子化前であったので、沢山の簿冊を机に並べて、さも沢山の仕事をしているように見えて、実は建物1件のみの法務局調査だったという次第です。

又、知り合いの方からは、男の厄年の際に神主さんが、名前と住所を呼び上げてお祈りをしてくれるのですが、自宅の住所が飛び地である為、全く別の大字で住所を呼ばれて、違和感を感じたと話され、住所地の土地の大字を変更してくれないかと仕事を依頼されて来ました。当然に「土地大字小字変更登記」はできる訳もなく丁重にお断りをしました。

石戸と言う土地は、自治会一つがまるまる飛び地となっており、その昔(500年前位)薪や田の肥やしにする草刈り場としての大切な土地として、新屋村(旧柏原町)が中心になり、外四ヶ村がいっしょになって、久下庄(旧山南町、隣町)から買い取ったようです。けれども、時がたつにつれてこのような出来事は忘れられ、久下庄の人々は石戸が久下庄の谷にあり、川も久下庄側に流れ込んでいるから「ここはわしらの土地じゃ」とおおっぴらに薪や草を刈りに入るようになり、双方の喧嘩が絶えなかったようです。

けれども、当時は「境界問題相談センターひょうご」も無く、「筆界特定制度」もないので、新屋庄(旧柏原町)の石見守の殿様と、久下庄(旧山南町)駿河守の殿様が囲碁によって決着することとなったのですが(普段より殿様どうしは良く囲碁をしていたとのこと)、飛び地とし所有している石見守の殿様のほうが弱かったようです。

囲碁の勝負が野外であったので、石見守の殿様は一計を図り、囲碁がとても強い家来に傘を持たせ、傘に小さな穴を開けてその穴から射す光を碁盤にあてて、次の手をお教えてもらう(これをカンニングと見るか、巧妙な策と見るか…)ことで囲碁に勝ち、石見守の殿様は、無事飛び地の土地を守ったのです。(丹波の昔話 石戸山の碁賭の勝負)

飛び地の名称はある固有の大字が多く、その中の一つにはとても由緒ある古刹の名寺がありまして、私の私感ですが当時は勢力が強かったその土地の地主が、各地にその字を残して所有していた為、各所に分布したのではないか？と思うのです。

そんな土地柄ですので、私の市では地籍調査はそのような飛び地が多い所から重点的に行われたと聞きます。

私の住んでいる所も早めの地籍調査が入り、それならひとつ地籍調査とはなんぞや、と思い地籍主任調査員なる資格が有ると知り、東京までお上りに行って参りました。地籍主任調査員の資格は、調査士ならそんなに難しいものでなく簡単に取得でき、そのお上りついでに、今とっても熱い秋葉原に見学に行き、メイド喫茶の可愛いメイドさんを横目に見つつ(さすがにおっさん一人では入る勇気と根性はありません)最近めっきり遅くなった相棒のパソコンを買い換えようと、あるパソコンショップに馳せ参じ、その場でミニタワーを購入したのです。(尚、私

はそのショップから買った1ヶ月後に閉店させるという神業も成し遂げてきました)

何はともあれ地籍調査によって、短冊状の土地の工場の敷地の字は「きらら通」というハイカラな字の1筆の土地となり、住所地が別大字で変更して欲しいと依頼のあった知人の住所地の土地は、自治会の名称と一緒になり、一件落着となりました。

地籍調査は土地錯雑地(字限図にこの言葉の注意書きがよくありました)を解消できると共に、地籍調査後の数年間は我々調査士にとっては冬の期間(土地の仕事が…)を迎えるのです。

合掌

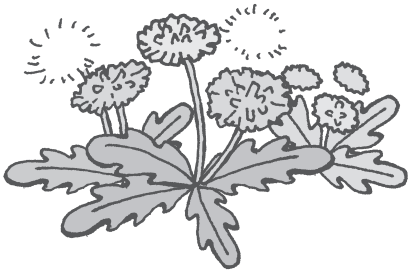

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成25年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

関東ブロック協議会

記

開催日時	平成25年9月28日(土)正午	開始
	平成25年9月29日(日)終日	
	平成25年9月30日(月)午後3時	終了(予定)
開催場所	東京都千代田区一ツ橋2−6−2	
	「財団法人 日本教育会館 第一会議室」 電話 03−3230−2831	
受講対象者	受講対象会員へは、各土地家屋調査士会から通知済です。	

全国の土地家屋調査士集まれ！！

『土地家屋調査士の日』、全国の会員が集い、土地家屋調査士制度を一緒に考えませんか。
今回は土地筆界調査の専門家として必要な調査能力とは……。中部6県の『公図の研究』成果展示・発表。
認定調査士は既に活躍していることを知るべきだ。それに気付かないと……？

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成25年5月 1日付

埼玉	2533	篠原　剛	群馬	1016	樺澤　元治
山梨	395	志村　宣房	京都	856	山口　正浩
京都	857	東本　伸治	京都	858	山根　光弘
兵庫	2418	家野　稔久	兵庫	2419	若原　弘行
山口	952	中村　達郎	宮崎	786	木牟禮和幸
釧路	343	野田　幸夫			

平成25年5月10日付

東京	7788	冨所　勇太	兵庫	2420	藤原　明雄
兵庫	2421	早石　幸治	福岡	2228	岡田　洋輔
高知	663	田岡　拓次			

平成25年5月20日付

埼玉	2534	外山　健	愛知	2832	神谷　佳希
愛知	2833	原田　禎之	福岡	2229	石松　直樹
福島	1467	久米　允昭	札幌	1174	千葉　真吉

登録取消し者は次のとおりです。

平成25年3月13日付

神奈川	403	御代田英二			

平成25年3月30日付

長野	2190	佐藤　俊文			

平成25年4月 5日付

富山	303	中野　道嘉			

平成25年4月30日付

神奈川	1291	加藤　家義			

平成25年5月 1日付

東京	1640	天野　有也	東京	4740	梅沢　守
神奈川	675	廣木　元重	大分	804	都留　眞吾
福島	1166	宍戸　克美			

平成25年5月10日付

東京	2390	老川　敬一	東京	6087	福島　三政
埼玉	1473	相澤　清	千葉	1702	宮崎新一郎
栃木	640	新井　秀雄	長野	1896	渋澤　範一
大阪	2334	廣瀬　武	岐阜	458	長瀬　茂
大分	540	友永　豊彦	札幌	165	竹川　茂

平成25年5月20日付

東京	6457	内村　瓊幸	埼玉	1935	鈴木　正男
長野	2230	永井　久治	京都	540	大山　幸夫
釧路	296	木村　照夫			

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成25年5月 1日付

東京	7700	西永　啓			

平成25年5月10日付

神奈川	2712	梅津　賢一	福岡	2175	江口　敏史

国民年金基金から

老後はすぐにやってくる

（土地家屋調査士国民年金基金給付を受けて12年）

広島会　　松本　茂子
札幌会　　高橋　眸

この度、土地家屋調査士国民年金基金から基金受給の感想をとのご丁重なご依頼を頂きました。

私達は平成3年7月、土地家屋調査士国民年金基金設立に際し、全国各地域の土地家屋調査士会から参加された11人の仲間の方々と基金設立に代議員として関与させていただきました。

基金設立当初、広島会からは当時広島会会長であられた故今井昇氏のご推薦で松本茂子が、平成6年からは札幌会より高橋眸が参加することとなりました。

設立には3,000人以上の加入者が必要とのことで、我々は各土地家屋調査士会の会員さんに呼びかけ、会員の方々のご賛同の下にご加入いただき、基金の設立がなされ発足いたしました。

昭和45年、松本は土地家屋調査士試験に広島で合格。主婦廃業後子供と共に生きるため、昭和46年登録、開業。

同昭和45年に高橋は札幌で合格。家庭の事情で高校教師から土地家屋調査士に転身。昭和46年に登録、開業。

同期でありましたが、場所、環境も生き方も異なり、それぞれに異なった苦労をしながら、平成7年に2人は年金制度の設立時に東京で出会いました。不思議なご縁です。

私共は土地家屋調査士という制度に守られて生きた40年を振り返り、制度の中で生かされたことを有難かったと心から感謝しています。

高橋眸様のお誘いで、松本は頂戴している年金の一部を割いて旅費とし、札幌に伺い約2年ぶりの再会を果たし、それぞれの年金受給後に流れた11～12年の歳月を振り返り語り合うことにしました。

松本：当時私達はまだ50歳代で、70歳、75歳の年齢は遠くに感じ、その年齢がどんな状況となるのか皆目見当もつかなかった。理屈としていつか老いはやってくるとは思ったけれど。設立代議員でもあり「零細一人事務所」なので、老後「国民年金」だけではやはり心細いと思っていたので、とにかく役に立つならと加入しました。

左：高橋　眸　　右：松本　茂子

高橋：私は基金発足後60歳まで代議員を勤めさせていただきました。現役で働く身としては、老後はまだ少し遠く感じていました。ただ、私の事務所は従業員（補助者外）を数人抱えていましたので、彼らの生活と老後のため、一生懸命社会保険を掛けていました。気がつくと経営者であり、資格者の私は社会保険に加入できない。私はどうなるのと漠然とした不安があったので、年金基金制度が設立された時、私も加入したいと早速加入しましたよ。

松本：私達は加入期間が短いので掛金の額が高く、65歳から70歳まで月額4万円の受給のため毎月6万円近くを払い込み、その掛金は毎月の結構な負担となり大変な思いをしました。でも、所得控除があって経費計上されたので助かりました。

松本／高橋：65歳から頂く年金は有難い。定期預金を下ろして毎月使うのは、預金額が減るので人間の心理として妙に心細い。自分が掛けた同じお金でも、「年金」として使えれば神様？から

でも頂いてる気分で気が楽に有難く使える。それに「終身」が良いよね。生きている間ずっと遣える、気分が楽になる。やはり今となって思ってみれば、月々年金がいただけるのは随分有難いことよ。**厚生年金、共済年金の受給者の人たちだって、営々と給料から掛け続けた結果の受給ですからね。やはり自営業者も自分で自分の身を守る手段は必要。**

松本：でも大誤算があったの気がついた？

高橋：気がつきました。私達少々似た性格？一部確定年金も掛けていたので75歳から受給額を半分に減らしてたわね。当時75歳になったらお婆さんになって、お金は沢山要らないと思ってた？多少身体の老化現象はあるもののまだまだ元気です。なのでお金が要るのは予想外。

松本：本当よ。後期高齢がこんなに早くやってくるとは、加入時に想像もしなかったわ。でも元気にこんな楽しい旅ができたのも、年金の積立金が遣えたから札幌までやって来れた。今回は身に余る歓待を有難う。定山渓の温泉はすばらしかったし、お目にかかれて本当に嬉しい。ご協力くださった高橋眸さんに感謝します。

お互いに人生の苦労はありましたが、それなりに一生懸命乗り越えた今、眸さんと私は共に長くて短い人生の「今生の今が幸せ」を噛み締めております。

これから未来のある土地家屋調査士の諸氏達自分の幸せな人生のため国民年金基金に加入しましょう。

老後は思わぬ早くやってくる。

掛けて良かったと思う日々が案外早くやってくる。

その日のために。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
公嘱協会情報
Vol.102

第28回定時総会開催

平成25年6月4日(火) ～5日(水)ホテルメトロポリタンエドモント「悠久」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会平成25年度定時総会を開催した。

総会開催にあたり柳平会長より、「本格化した全公連を構成する協会の公益移行認定への支援を最重要課題として位置づけ、情報収集や研修会、スクリーニング等を通じて各協会に適時・適切な情報提供をした結果、総会時までに内閣府より9協会、県より答申・認定を27協会が取得することができた。また、残りのほぼすべての協会も公益認定に向けて申請中である。全公連としては、加盟する各協会の公益社団法人移行後をみすえて組織・事業の将来像のありかたについても検討作業に着手して議論を深めてきた。他方、政権の枠組みも民主党から自民党に移行したことにより、新政権への要望実現に関しても日調連・全調政連と連携し、顧問議員とも連携を図りながら対応を行った。」との挨拶があった。

議事は、全48協会の理事長が出席のもと、斎藤潔福島協会理事長・常松耕治島根協会理事長を正・副議長に選任し、議案審議を開始した。執行部より、平成24年度の業務報告の後、決算報告をし、監査報告を受け、執行部提案の議案が原案通り可決承認された。また、平成25年度の事業計画(案)、平成25年度一般会計収支予算(案)も原案通り可決承認された。

議事に引き続き、法務省民事局民事第二課長江原健志様、同局民事第二課司法書士土地家屋調査士係長岡田大樹様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長山田猛司様、日本土地家屋調査士会連合会会長竹内八十二様、同会副会長志野忠司様、全国土地家屋調査士政治連盟会長横山一夫様を来賓にお迎えをし、祝辞を頂戴した。また、小宮山泰子衆議院議員からのお祝いのメッセージが披露された。

総会来賓

総会後の懇親会には、漆原良夫衆議院議員、前田武志参議院議員、行田邦子参議院議員、塩崎恭久衆議院議員秘書(代理出席)、金子恵美参議院議員秘書(代理出席)、関係諸団体の方々がご出席くださり、盛会裡に終了した。

今定時総会は、役員改選の時期にあたり、越智眞琴(神奈川協会)役員選考委員長の改選説明により会長選挙が行われた。また、他の役員については、役員選考委員長から発表をもって以下の役員が選任され、総会の審議はすべて終了した。(副会長は、選任後の緊急理事会にて、互選されたものである。)

倉富新会長挨拶

会長	倉富雄志(愛媛協会)
副会長(総務・広報担当)	小山進吾(千葉協会)
副会長(業務・研修担当)	榊原典夫(岐阜協会)
副会長(経理担当)	室田尚人(札幌協会)
理事	早津隆文(新潟協会)
理事	松原正彦(大阪協会)
理事	笠川寛幸(福井協会)
理事	林　俊男(山口協会)
理事	髙橋素介(大分協会)
理事	髙見雅之(青森協会)
理事	五島　弘(香川協会)
監事	塩川　豊(長野協会)
監事	髙木秀夫(愛知協会)
予備監事	小沼　洋(茨城協会)

会議経過及び会議予定

6月17日	第3回正副会長会議
6月17～18日	第3回理事会
6月18日	日調連第70回定時総会並びに懇親会
6月21日	中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
7月12日	北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
7月18～20日	平成25年度地図作成総括責任者養成講座A講座

編集後記

3Mをごちそうになりました

私の住む町内には、親子二代の家庭医がおり、甥子さんも医学生でありますので、私たち夫婦の一生の健康管理をお願いできるものと安心しております。子供も、生まれた時からお世話になり、秋にはその子の子も生まれてきますので、近所に呼び寄せることも検討しているところです。

先日、このお医者さんの呼びかけで始まったゴルフコンペの第170回の記念大会がありました。年に10回の開催でありますので、これで17年目に入ったことになります。

毎年、記念大会は100人でやろうと声がけいたしていますが、なかなか目標達成できないでおります。

新年会と記念大会後の反省会は、このメンバーとなっている国分町の焼肉屋に酒を持ち込んで行います。

到着順に乾杯の予行演習をしておりますと、本番の乾杯の時にお店から「魔王」の一升瓶の提供がありました。それをロックにして頂戴していると遅れて集まってきた仲間が、手に入ったからと「村尾」と「森伊蔵」を持込んできました。

マニアからは3Mと呼ばれる焼酎が集まり、いただく前に一升瓶を3本並べての撮影会となってしまいました。手に入りにくいものを、単独でも2種・3種の混合でもおいしく、しかも、たらふく頂戴することができまして、気の置けない仲間に感謝する機会にもなりました。

会報誌の編集にたずさわり2年がたちました。この編集後記が最後になります。最後まで私の好きな酒の話となってしまいました。このコーナーに立ち寄っていただいた方に感謝いたします。

東日本大震災の被災地を生活の場とする者といたしましては、復興に寄与することをお誓いすると同時に、これまでの皆様からのご支援に感謝し、今後も変わらぬ応援をお願いいたしまして、筆をおかせていただきます。

広報部次長　岩渕正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円
1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　林　千年
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社

知っておきたい！

電子証明書 ICカードのアレやコレ

すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
・電子証明書の発行料金等（10,000円＋振込手数料）の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。（インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。）

※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書（ICカード）の発送は、毎月２回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書（ICカード）の発送を毎月２回（15日及び25日の前後）行っています。

電子証明書（ICカード）の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書（ICカード）は、本人限定受取郵便（基本型）で送付されます。ご自宅（住民票上の住所）に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書（ICカード）の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する３か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の１か月半前までに**必要書類をそろえてお送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の２週間～１か月前くらいに電子証明書（ICカード）の発行がされます。

日調連ホームページ（日調連認証局（電子証明書））にある、「よくあるご質問、お問合せ」も併せてご覧ください。電子証明書（ICカード）の発行や失効、オンライン登記申請に関するＱ＆Ａを掲載しています。

ご注意ください！

こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります！

●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更につきましては、**2010年(平成22年) 3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象となります。**

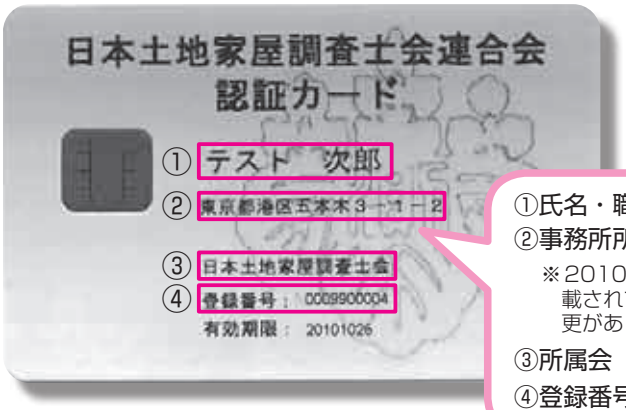

電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

①氏名・職名・日本名
②事務所所在地
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
③所属会
④登録番号

●こんなことにも注意！

①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください！
・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。

②PIN（パスワード)の管理にご注意ください！
・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには？

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。
※発行手数料として、10,000円(税込)＋振込手数料の費用負担をお願いしています。

お問合せ先　日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
TEL 03-3292-0050/FAX 03-3292-0059/E-mail ca-info@chosashi.or.jp

広報キャラクター
「地識(ちしき)くん」